

ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト⑥

仕事を応援

就職に有利な資格の取得支援

○高等職業訓練促進給付金※の充実

※資格取得のための養成訓練の受講期間に月額10万円を支給

- ・支給期間の上限を延長（2年→3年）。（養成期間が3年間の資格（看護師等）も全期間支給可能に。）
- ・対象資格の拡大（2年以上修学する資格→1年以上修学する資格）。（調理師や製菓衛生師も対象に。）
- ・通信制の利用要件を緩和。

○高等職業訓練促進資金貸付事業の創設

入学準備金（50万円）・就職準備金（20万円）を貸付。（5年間継続して就業した場合には返済免除）

○自立支援教育訓練給付金の充実

訓練受講費用の2割（上限10万円）を助成 → 6割（上限20万円）を助成

ひとり家庭の親の就労支援 ～ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン～

○出張ハローワーク！の実施

8月の現況届提出時期に、自治体にハローワークの臨時相談窓口の設置、常設窓口へ誘導等。

○マザーズハローワークでの支援

ひとり親の就職支援担当の専門相談員及び職業訓練担当の専門相談員を配置。

○企業への助成金の活用・拡充

試行雇用から長期雇用につなげる道を拡大。（トライアル雇用奨励金と特定求職者雇用開発助成金の併用）

ひとり親が利用しやすい能力開発施策の推進

○求職者支援訓練における託児サービス支援付き訓練コースや短時間訓練コース（約4時間／1日）の創設
既に両コースを実施している公共職業訓練においても拡充。

○職業訓練におけるeラーニングの活用促進

子育てをしながらキャリアアップを目指すひとり親の支援等を行うため、職業訓練におけるeラーニングの活用を促進。

○ジヨブ・カードを活用した雇成型訓練の推進

ひとり親を含む労働者のキャリアアップ等を促進するため、ジヨブ・カードを活用し、雇い入れと実践的な訓練をセットにした雇成型訓練の倍増に向けた取組を推進。

非正規雇用労働者の育児休業取得促進

○育児・介護休業法における非正規雇用労働者にかかる育児休業取得要件の見直し

【その他】

○母子父子自立支援プログラム策定事業の充実（アフターケアの強化）

⇒ 平成31年度までにプログラムの策定件数を1万件（25年度7175件）

ひとり親家庭等に対する住居確保の支援

○公的賃貸住宅等におけるひとり親家庭・多子世帯等の居住の安定の確保

- ・公営住宅における優先入居、入居者の収入算定上の寡婦（夫）控除適用対象の非婚の母（父）への拡大
- ・地域優良賃貸住宅におけるひとり親家庭・多子世帯等への支援の拡充 等

○ひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用促進

民間賃貸事業者団体と連携して、子育て環境の整ったひとり親家庭向け賃貸住宅としての空き家の活用を促進。

○生活困窮者に対する住居確保給付金の支給

○新たな生活場所を求めめるひとり親家庭等に対する支援を実施。

転居を希望するひとり親家庭等に、支援情報ポータルサイトにおいて、各自治体におけるひとり親家庭支援施策等を情報提供。

「子供の未来応援国民運動」の推進

- 各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備
⇒既に公開している国、都道府県、政令市の支援情報に加え、平成28年度中には全市町村の支援情報についても提供する。
- 支援ニーズと支援活動のマッチング事業や地域における交流・連携事業による応援ネットワークの形成
- 寄付金をはじめとする企業や個人等からの提供リソースを「子供の未来応援基金」として結集し、草の根で支援を行っているNPO等に対して支援を行う「未来応援ネットワーク事業」等を実施

子供の未来応援地域ネットワーク形成支援（地域子供の未来応援交付金）

- 「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を効果あるものとするため、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぎ」地域ネットワークの形成を支援するため、「地域子供の未来応援交付金」を創設

Ⅱ 児童虐待防止対策強化プロジェクト（全体像）

児童虐待の発生予防

1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターの全国展開
- 母子保健事業との連携強化
- 支援を要する妊婦の情報の確実な把握
- 施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方検討

2 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を全市町村での実施
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル(189)の更なる周知 等

発生時の迅速・的確な対応

1 児童相談所の体制整備

- 児童相談所体制強化プランの策定

2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村による要対協の設置
- 要対協調整機関への専門職配置 等

3 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのS S W配置、研修の充実 等

4 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 関係機関等による調査協力
- 臨検・搜索手続の簡素化
- 司法関与の在り方の見直しの検討 等

5 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託推進 等

被虐待児童への自立支援

1 親子関係再構築の支援

- 施設退所時の助言等

2 里親委託の推進

- 里親支援を都道府県業務として位置付け、民間委託推進 等

3 養子縁組の推進

- 児童相談所による養子縁組推進
- 育児休業の対象拡大 等

4 施設入所等児童への自立支援

- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
- 自立援助ホームの支援対象者の拡大
- 18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方検討 等